

## 埼玉女子短期大学障害学生支援の基本方針

### 基本理念

埼玉女子短期大学（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、障害のある学生及び入学希望者（以下、学生）に対して、障害の有無に関わらず全学生がその能力を最大限に発揮し、社会の発展に寄与し得る人間性豊かな人材に成長できるよう、以下のとおり合理的配慮を行うように努める。

#### 1. 機会の確保

障害を理由に修学を断念することのないよう、すべての学生に、公平に学べる機会の確保に努めます。

#### 2. 支援体制

学生・教員・職員の障害への理解と意識啓発を推進し、全学的に専門性のある支援を行う体制の確保に努めます。

#### 3. 支援の対象・範囲

支援の対象は、本学に在籍する学生及び入学志願者で、心身の機能に障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者としてします。支援の範囲は、入学試験、入学から卒業までの修学期間及び進学・就職活動等としてします。

#### 4. 支援方法

教育の質の維持を保證する範囲において、学生本人の要望に基づいた調整を行い、相互理解の上に適切な支援に努めます。

#### 5. 施設・設備

障害のある学生が、安全かつ円滑に学生生活を送ることのできる教育環境づくりに努めます。

#### 6. 合理的配慮

本学は、障害のある学生本人から、学生生活における支援の相談があった場合、可能な限り合意形成・共通理解を図ったうえで必要な合理的配慮を行います。なお、合理的配慮とは、本学がその必要を認め、かつその実施に伴う負担が本学にとって過重でない範囲のものとしてします。

（令和2年11月26日 教授会決定）